

南種子町立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

南種子町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

本町においては、平成 31 年 4 月から 3 年間、「学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、県教委、市町村教育委員会が、「在校等時間の上限に関する方針」を規則等において制定し、それに基づいた取組を行ってきました。

令和 7 年 6 月の給特法等の改正を受けて全面改正された指針では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

本町の全ての子供たちが、未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。子供たちを最前線で支える教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていただけるような環境整備が求められています。学校における働き方改革を通して、本町の学校教育が更に充実するとともに、教育職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本町の現状

本町では、令和 2 年 3 月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「南種子町立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を踏まえ、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

具体的には、部活動休養日の設定や教員業務支援員の配置など、業務改善に効果のあった取組等を紹介し活用を促すほか、管理職研修会において専門家による講話や参加者による研究協議を実施するなど、業務改善を含めた管理職のマネジメント能力の向上も図ってきました。

その成果として、各学校では、会議の効率化、行事や業務の精選など、退庁時間を意識した取組が進み、時間外在校等時間が国の指針に基づく上限の月 45 時間以内の教職員の割合は、全校種平均で令和 4 年の約 51.5%から、令和 6 年度上半期では約 93.7%となり、大きく改善が見られたところです。

その一方、いまだ月 45 時間を超える教職員が一定数存在していることや、校種や職種によって差が見られることから、課題に応じた更なる取組が必要であると考えています。

南種子町における令和 6 年度の教育職員の時間外在校等時間は以下のとおりでした。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合		月80時間を上回る割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
上半期	12.7%	0.0%	1.05%	0.0%
下半期	8.7%	0.0%		

時間外の在校等時間が月 45 時間を上回る教職員の割合は、小学校で約 10%、中学校は 0 となっています。前述したとおり、アクションプラン策定前と比べると改善が見られますが、依然として 45 時間を超える教職員が一定数存在しています。また、年間 360 時間を超える教職員は 14.7% もおり、校種、また、職種によっても状況に差が見られ、持ち帰り業務等も含め、課題に応じた一層の取組が必要であると考えられます。

教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づいて、本計画を策定するものです。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100% にします。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします。
- ・ 教育職員の 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【12.2 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10% まで減少させる【13.48%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 100 以下とする【83】

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3 計画期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

南種子町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。
- ・ P T A 活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3 分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、スクールガードリーダー及び南種子町交番警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・ 校外生活指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3 分類」③関係）

- ・ 学級費や P T A 会費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、11 年度予算を目途に公会計化を実施します。

(エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

- ・ 早期に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答（「3 分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

(イ) 部活動（「3 分類」⑬関係）

- ・ 10 年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、13 年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進めます。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理（「3 分類」⑮⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑰関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を 80% とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ 教職員の働きがい高めることは、業務の適正化を持続が可能なものとするために重要な視点であり、管理職には、効果的指導を踏まえ、業務の意義や共有、専門性を生かした役割付与、主体性を尊重するマネジメントへの指導を行います。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 令和9年度中に、学校における定時退校日を月6回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に6日間の一斉閉校期間の設定を行います。
- ・ 教職員の健康及び福祉を確保するため、首長部局との連携を図ったり、外部有識者を含む会議体を設置したりするなど、働き方に関する専門的な助言を求める体制の構築に努めます。
- ・ 学校における働き方改革について、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価の活用による学校レベルでのPDCAサイクルの取組を促進します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため南種子町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度本町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たって、関係部局・関係機関とともに取り組みます。

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実するなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して本町における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。